

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十四年九月三日

## 目次

### 告示

- 岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正 (行政管理課) 一
- 岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正 (同) 一

## 告示

岐阜県告示第四百十号

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示(平成十三年岐阜県告示第二百五十三号)の一部を次のように改正し、平成二十四年九月三日から適用する。

平成二十四年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

「財団法人岐阜県魚苗センター」を「一般財団法人岐阜県魚苗センター」に改める。

岐阜県告示第四百十一号

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示(平成十四年岐阜県告示第二百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十四年九月三日から適用する。

平成二十四年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

「財団法人岐阜県魚苗センター」を「一般財団法人岐阜県魚苗センター」に改める。

平成二十四年九月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社